

## 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 1 改正の背景

市町村国保世帯から被保険者の一部が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、保険料が負担増とならないよう、平成 20 年度の後期高齢者医療制度の施行時に 5 年間の特例措置が設けられた。この特例措置が終了すると多くの国保世帯に影響が生じると見込まれるため、国において軽減判定所得の恒久措置を講ずるとともに世帯別平等割額の 5 年間の措置を 3 年間延長することとした。

### 2 改正の理由

「国民健康保険法施行令」が平成 25 年 2 月 22 日付で改正されたことに伴い、国民健康保険の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することによる、保険料軽減判定所得の特例を恒久化するほか、その移行により単身世帯となった国民健康保険の被保険者に係る、世帯別平等割額の特例を定めるもの

### 3 改正の概要

- (1) 国民健康保険の保険料の軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減を受けることができるよう、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した者を含めて軽減対象基準額を算定する措置を、恒久措置とするもの
- (2) 国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、単身世帯となった被保険者に係る世帯別平等割額を、移行から 5 年間 2 分の 1 に軽減する現行措置に加え、その後 3 年間において、4 分の 1 を軽減する措置を定めるもの

### 4 施行日

平成 25 年 4 月 1 日

# 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

## 国民健康保険法施行令の改正

国保加入世帯の中から、後期高齢者医療制度に移行する場合には、本年2月22日付「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い、さらに拡充されることとなり、条例の改正が必要となった。

- (1) 加入者1人及び世帯ごとにつき積算される「均等割額」、「平等割額」を5年間にわたって軽減している。⇒ この軽減措置を恒久化する。
- (2) 世帯ごとに積算している「平等割額」を5年間にわたって1/2軽減している。⇒ その後3年間にわたって1/4軽減する。

(参考) 保険料(医療分)は、世帯ごとに、以下の3つの区分で積算された金額の合計となる。  
 ①加入者の市県民税額を対象とした「所得割額」 ②加入者数に応じた「均等割額」  
 ③世帯ごとの「平等割額」

### (1) 保険料軽減判定所得に係る特例(算定の特例を恒久化)

(例) 夫婦2人世帯(夫(世帯主):75歳以上、妻:75歳未満)

【平成20年3月まで】

$$\begin{aligned}
 &33\text{万円} \\
 &+ \\
 &35\text{万円} \times \text{世帯に属する被保険者数:2名} \\
 &= 103\text{万円}
 \end{aligned}$$

【現行制度】(5年間)

$$\begin{aligned}
 &33\text{万円} \\
 &+ \\
 &35\text{万円} \times (\text{世帯に属する被保険者数:妻} \\
 &\quad + \text{後期高齢者医療に移行した} \\
 &\quad \text{被保険者数:夫}) \\
 &= 103\text{万円}
 \end{aligned}$$

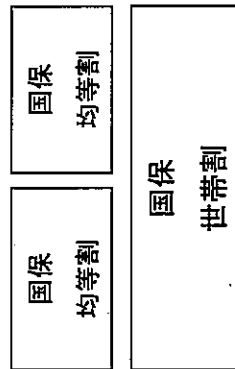
【今回の改正(案)】

現行制度(5年間)を  
恒久化する

### (2) 世帯別平等割額に係る配慮(5年間1/2の軽減、その後3年間1/4の軽減)

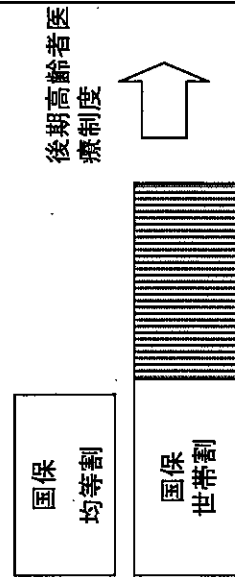
【平成20年3月まで】

妻 夫



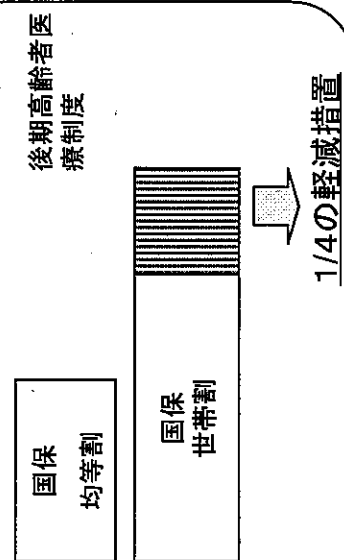
【現行制度】(5年間)

妻 夫



【今回の改正(案)】(その後3年間)

妻 夫



1/2の軽減措置

1/4の軽減措置